



黒崎町は平成13年1月1日に新潟市と合併します。合併後に新潟市の行政制度の適用を受けるために必要な申請・申し込みなどの情報をお知らせします。

新潟市との合併に伴う住民票・戸籍について

新潟市役所市民課電話 ☎228-1000

- 1、住所、本籍の表示について
住民票の住所・本籍及び戸籍簿については、現在「黒崎町」と記載のあるものは、合併と同時に市役所で「新潟市」に変更しますので、届出をする必要はありません。
2、お引越し、「ご出産予定のある方へ
新潟市・黒崎町の合併日（平成13年1月1日）前後に、お引越し、ご出産など

尿処理届出書の提出を

町民課

新潟市との合併に伴い、し尿収集制度（浄化槽又は地域下水道を除く）が変更になります。これに合わせ、各世帯や事業所等には、制度変更についての説明文、し尿処理届出書・口座振替依頼書をお送りしました。
し尿処理届出書は、料金を定めるために必要なものです。まだ提出（郵送）されて...

在宅の難病の方へ

新潟市保健所健康増進課 ☎228-3585

- 1、在宅難病患者看護手当の支給
「特定疾患治療研究事業対象疾患」又は「小児慢性特定疾患治療研究事業対象疾患」で、6か月以上おなごたり（介助が必要な状態）の患者さんと同居し、生計を共にしている看護者に支給します。
2、ホームヘルパーの派遣
「特定疾患治療研究事業対象疾患患者」等で、日常生活を営むのに支障のある方に対し、ホームヘルパーを派遣します。
3、短期入所
介護者が病气、事故、冠婚葬祭等で、一時的に介護ができない場合に、「特定疾患治療研究事業対象疾患患者」の相談は受けられます。来所の際には、まずはお電話をください。

精神保健福祉に関する相談は

新潟市保健所健康増進課精神保健福祉係 ☎228-1000

Table with columns: 相談 (相談内容), 対象 (対象者), 内容 (相談内容), 時間 (時間)

水道料金等が変わります

ガス水道課

平成13年1月1日から水道料金等が次のように変わります。
1、検針期間が変わります
毎月検針（1か月）から隔月検針（2か月）になります。
2、料金の算定期間が変わります
検針期間の変更により、料金の算定期間が2か月となり、2か月に1回の請求になります。
3、水道料金と下水道使用料が同時徴収になります
水道料金と下水道使用料が一括請求になります。
4、お支払い方法
現在、口座振替をご利用の方は、平成13年以降も引き続き同口座から振替させていただきます。なお、口座振替をご利用でない方には、検針後水道料金等納入通知書が送付されますので、最寄りの金融機関でお支払いください。
5、平成13年1月1日からの連絡先
ご家庭に設置してある水道メーターより上流（道路側）側で漏水があったとき
ご家庭に設置してある水道メーターより下流（建物側）側で漏水があったとき
ガス使用を開始するとき
ガスの使用を中止するとき
使用者の名義が変わるとき
ガス臭いと感じたとき
ごん女時には、新潟市水道局西営業所 ☎266-9311へご連絡ください。
ごん女時には、お近くの新潟市水道局指定工事業者へご連絡ください。
ごん女時には、新潟市水道局黒崎事業所 ☎377-2516へご連絡ください。
新潟市役所下水道業務課 ☎228-1000

Table with columns: 老人精神保健福祉相談, 酒害相談, 精神障害者生活支援相談

平成12年度第3期 体育施設スポーツ教室

新潟市教育委員会体育課

Table with columns: 教室名, 期間, 曜日, 時間, 回数, 対象, 申し込み, 参加費